

全部取得条項に係る定款変更に関する公告及び  
全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日設定公告

平成 22 年 4 月 5 日

東京都墨田区横網一丁目 3 番 20 号  
チムニー株式会社  
代表取締役社長 和泉 学

当社は、平成 22 年 3 月 24 日開催の第 26 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社普通株主様による種類株主総会の特別決議に基づき、定款を変更して、当社普通株式につき当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを設けることにいたしましたので、公告いたします。当該定款変更の効力発生日は、平成 22 年 4 月 27 日です。

また、当社は、本定時株主総会における、全部取得条項の付された後の当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得に関する特別決議に基づき、平成 22 年 4 月 26 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主をもって、平成 22 年 4 月 27 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 2,656,043 分の 1 株の割合にて当社が交付する株主と定めましたので、公告いたします。

以上